



## 吉沢正辰借錢状をめぐって

綿貫, 友子

---

**(Citation)**

國民經濟雜誌, 221(3):29-41

**(Issue Date)**

2020-03-10

**(Resource Type)**

departmental bulletin paper

**(Version)**

Version of Record

**(JaLCD0I)**

<https://doi.org/10.24546/E0041999>

**(URL)**

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/E0041999>



# 国民経済雑誌

吉沢正辰借銭状をめぐって

綿貫友子

国民経済雑誌 第221巻 第3号 抜刷

2020年3月

神戸大学経済経営学会

# 吉沢正辰借錢状をめぐって

綿 貫 友 子<sup>a</sup>

天文20年6月1日、吉沢正辰が堺の伊勢屋孫七から借錢を行った際に作成した文書を検討すると、借錢状でありながら道者売券であると申し合わせがなされていること、担保とした道者職も吉沢所有であるはずが、吉沢に対する債務者の名義のままであること、徳政担保文言を明記していること、遠隔地の土倉との間に吉沢と同業の御師を仲介人として融資がなされていることなどの所見が挙げられる。その背景には16世紀以降、伊勢国司北畠氏が頻発した在地徳政による混乱回避の意図があったと考えられ、徳政令発布時に債務破棄の適用を免れるための対抗策が幾重にも講じられていたことを指摘した。

キーワード 借錢状、道者売券、御師、徳政令、山田

## 1 吉沢宗八郎正辰借錢状

以下に本稿が課題とする文書を記す。（小稿中で言及する史料の原文は何れも縦書きされているが、以下、掲載誌の書式に準拠して横書きで示し、本文も字数に合わせ改行し、また仮名書き表記に該当する漢字を（ ）内に補足している。）

借用申候料足之事

あわせて五拾貫文也、四文字也

右之代ハ、堤半七殿御口入にて、<sup>(質)</sup>しち物ハ一ノ木奥山知行の東国候道者壺人ものこさすかき<sup>(残)</sup>入申候、此借錢之儀ハ、<sup>(売券)</sup>うりけんニ申合候間、若天下大法の徳政行候共、此於道者、とかく申間敷候、月ハ拾貳つきをかき<sup>(月)</sup>り<sup>(銀)</sup>ニさん用可申候、若ふさた御座候者、此道者之儀、御知行可有候、仍而かり状如件<sup>(借)</sup>

使北之坊

天文廿年六月一日<sup>(辛)</sup>  
<sup>(か)</sup>  
<sup>(の)</sup>  
<sup>(と)</sup>  
<sup>(の)</sup>  
<sup>(亥)</sup>  
<sup>(年)</sup>  
<sup>(い)</sup>  
<sup>(の)</sup>  
<sup>(と)</sup>  
<sup>(し)</sup>

橋村源兵衛殿

堤半七殿

a 神戸大学大学院経済学研究科, watanuki@econ.kobe-u.ac.jp

吉沢宗八郎  
正辰（花押）

伊勢屋孫七殿 <sup>(書)</sup> まいる

これは、天文20年（1551）6月1日付で吉沢宗八郎正辰が堺の伊勢屋孫七に宛てて作成した借錢状（借用証文<sup>1)</sup>）である。まず借錢の合計が50貫文であることが示され、続けて「四文子也」とあるのは、中世の借用証文では借錢額に次いで100文につき1ヶ月あたりの利息が記されるのが慣例であることから、この借錢においては100文あたり1ヶ月4文の利息（50貫文に対しては月に都合200文）が課されたことを示す。

この借錢は堤半七の口入（仲介）で行われ、質（担保）として一ノ木奥山が知行する東国居住の道者を一人残らず記入しているとし、この借錢状は売券（資産の売買に際し、契約の成立を確認し、効力を保証するため売主から買主に渡される証文）<sup>2)</sup>であると申し合わせるので、もし天下大法の徳政が行われたとしても、この道者に対する権利をあれこれ言ってはならない。12ヶ月を期限に清算することになっている。もし期限までに返済がなされない場合、この道者については（債権者である）伊勢屋孫七が支配することになる。よって借状は以上の通りである、というのが文意である。日付以下に連記されている三名は、この借錢に関する使者で請人（支証人＝保証人）を兼ねるとみられる「使北之坊」、借錢の請人「橋村源兵衛殿」、口入（仲介）人「堤半七殿」で、それに続けて差出人であり債務者である吉沢宗八郎正辰と宛所で債権者である堺伊勢屋孫七の名が記されている。

この史料に注目するのは以下の三点による。第一点としては、一見するところ借錢状であるが、債務者と債権者との間で道者売券であると申し合わせるということ。第二点としては、「天下大法の徳政」の適用外である旨が記されていること。第三点としては、伊勢国山田住人<sup>とゆけ</sup>で豊受大神宮（伊勢神宮と総称、俗称されるうちの外宮）御師とみられる吉沢正辰が、同じく山田住人で同業者の仲介と保証を得て堺居住の伊勢屋孫七から借錢を行っていることである。まず、本状作成に関わった人物とその役割を整理したうえで、三点の内容を検討し、中世末期、国内最大の門前町伊勢国山田の御師家を取りまく社会経済的状况について概観したい。

## 2 債務者と口入人・請人

この借錢には複数の人物が関与している。まず債務者と口入（仲介）人・請人について整理しておく。

債務者の吉沢宗八郎正辰であるが、道者職<sup>しき</sup>を借錢の質としており、山田住人であることから伊勢神宮外宮（豊受大神宮）の御師とみられるが、管見のところ同人にかかる同時代史料は見出してない。吉沢姓の御師を探ると、西山克氏作成の「中世伊勢御師道者売券一覧

表<sup>3)</sup>を補足修正した『伊勢市史』中世編資料<sup>4)</sup>で、退蔵文庫旧蔵道者田畠屋敷沽券類のうちに天文7年(1538)3月17日付で八日市場住人の吉沢左近弘正がおり、同じく八日市場住人の坂小三郎に遠江<sup>(篠原)</sup>の<sup>(村)</sup>はら西むら一円の道者を3貫文で売ったことを記した文書がある。血縁関係や御師職の相伝関係は不詳ながら、同姓で名前の一文字も「正」と共通することから弘正と正辰は親族である可能性が考えられる。また約半世紀後の発給となるが、天正17年(1587)5月17日付の町野重仍・上部貞永連署状にも吉沢姓の御師に関する情報が含まれている<sup>6)</sup>。そこには内宮長官の内衆(被官)である又蔵が吉沢半入と尾張国内五ヶ所の堀尾氏とその家中の御師職をめぐる相論となっている経緯が示され、この道者については「元此道者、従下中郷金五郎手、親之代ニ在買得、既五拾年余馳過」とあって、本来、この道者を吉沢半入の親の代に下中郷の金五郎から買取り、既に50年余が経過していると申告されている。その期間を遡ると、取得は天文年間(1532~55)初頭に相当し、弘正の書状作成時期にやや先行する時期も含まれるが概ね重なり、半入の親も同時代に活動していた。町野・上部は山田三方(外宮神領山田の自治組織で、同地にかかる所務・検断を行う機関)の年寄で、その所務沙汰にかかることから吉沢は外宮御師で、半入の親の代以前に主家から分立した内衆の流れをくみ、「正」の通字をもつ一族とは別の家と推定される。

次に正辰と伊勢屋との間を口入れ(仲介)した堤半七であるが、堤姓の外宮御師としては天文6年(1537)、同8年の道者売券に売主で宮後住人の堤源助盛吉が、同7年の屋敷売券に堤長松大夫盛辰が、同14年の道者売券に宮後住人の堤七郎盛綱<sup>7)</sup>がみえる。山田三方の年寄家で、外宮御師の福井如是との抗争から永禄元年(1558)閏6月25日に山田の街区が焼失するきっかけをなした抗争相手で、同じく山田三方の年寄家堤盛香も盛吉や盛辰の一族とみられる。また同3年11月吉日付の畠地替状で浦口北に代々知行してきた畠地を「依有急用」として多気大御所(国司北畠晴具)の国光銘脇差と替えた売主堤長熊大夫盛康も前述の三者と同様に「盛」を名の通字としており、親族である可能性がある。道者売券に口入や支証人として記される多くが山田三方もしくは山田の街区の年寄家であり、「盛」を通字としていない半七は街区の年寄家の内衆から分立した御師と推定される。

吉沢正辰の借錢の質とされた東国居住道者の知行者が一ノ木奥山であるが、一ノ木(樺木<sup>いちのき</sup>と表記することも)は豊受大神宮の門前町である伊勢国度会郡沼木郷山田を構成する一地域の地名(現伊勢市一之木<sup>10)</sup>)で、この文書が発給された時期には山田の自治組織である山田三方の会合所の所在地でもある。同地を本貫地とする外宮権禰宜度会氏一族の御師が樺木氏<sup>11)</sup>で、12世紀前期以降16世紀中期にかけて口入神主として伊勢神宮領としても関東で代表的な相馬御厨・葛西御厨の経営に深く関与した<sup>12)</sup>。一ノ木奥山は、その樺木氏の内衆から分立した御師家と考えられる。

もっとも、一ノ木奥山の知行のうちに東国居住の道者があったにせよ、本状が作成された

段階ではその道者職を吉沢正辰が借錢の質としているのであり、それ以前に道者職は一ノ木の所有を離れ、正辰へと渡っていたと考えられる。一ノ木奥山が正辰にその道者職を担保とした債務を負い、それが期限までに返済出来ず流質となった結果であろう。であるにも拘わらず、何故、正辰自身の知行とはせず、前の知行者名が付されているのだろうか。そこには徳政令との関わりが推定される。15世紀、なかでも嘉吉元年（1441）9月の嘉吉の徳政令発令以降、債務破棄を求める徳政一揆が各地に波及し、天下一同の徳政令だけでなく、局地的に実施された在地徳政が地域の経済活動を混乱させた。16世紀、伊勢においても国司北畠氏による在地（分国）徳政が度々発せられている。不安定な状況に曝されかねない貸借関係において債権者が債権保護のために債務者に求めるものと、債務者が債権者の要件を満たすことでの利害関係の一致で貸借関係は成立していたとみなくてはならない。詳しくは4節以下で検討したい。

御使の北之坊については、法体を窺わせる名前のようにも思われるが、吉沢正辰の借錢の債権者と同一人と解される「堺伊勢屋四郎衛門」に天文14年（1545）、近江の道者を50貫文で売却した蔵田国恒の売券に「支証人北弥七郎殿」、永禄2年（1559）同じく「さかい材木町伊勢屋四郎衛門」に50貫文で越後国刈羽郡の道者を売却した辻米屋家勝の売券に「使北民部丞」「御使北民部丞」（弥七郎、民部丞は同一人物で北安親の別称）がみえ<sup>13)</sup>、「使」「御使」といっても、単なる使者ではなく、支証人（請人＝保証人）を兼ねていた可能性がある。吉沢正辰と伊勢屋との間での使北之坊も同様の役割をなしたと解される。16世紀以降、山田の街区の年寄家に発展し、慶長期に「米田」と改姓することになる北家の一員、但し「殿」などの敬称が付されていないことから吉沢と家格的には同格（年寄家の内衆）以下とみるのが妥当と思われる。

橋村源兵衛は、外宮御師で山田三方の年寄家である橋村氏の内衆から分立した御師とみられ、この借錢状においては請人（保証人）にあたる。債権者である堺の伊勢屋については、5節で述べることとする。

### 3 道者を担保とした借錢——道者売券と借錢状のあいだ——

中世の伊勢信仰における道者とは、信仰する社寺や聖地・霊場などへ参詣に赴く巡礼者に限らず、信者（信徒）の総称で、<sup>14)</sup>導師として信仰を広め、道者を参詣地に案内するのが御師である。伊勢神宮と俗称される皇大神宮（内宮）・豊受大神宮（外宮）の御師の場合、自ら、あるいは手代（被官／代官）が各地に赴き、布教活動を通じて道者を獲得し、その家（檀家）を通常、年に一度、戸別に廻って（廻檀）、<sup>ほらいふだ</sup>祓札（<sup>おおぬき</sup>大麻／伊勢御師の場合、伊勢神宮で<sup>やつくらおきじんじ</sup>八座置神事の祓を行った札）の他、土産と称される扇・帯・茶・白粉などの物品を配り、それに対して初穂（志納の錢や米などの金品）を受領する。また参詣のために地方と伊勢の間

を往復する道中を世話して道者を宇治や山田の御師自らが営む宿へ引導し、飲食、神楽などで饗応し、祭主や禰宜などの神職に執行権限が限られる祈祷については神職に依頼して提供した。両宮の正員禰宜職を世襲した家系を出自とするごく一部の者を除き都市地下人層<sup>15)</sup>で構成された。

本来、皇室神として皇族以外の私幣を禁じていた伊勢神宮が11世紀後期以降、朝廷の相対的権力低下ともなって財源の国家的支援はもとより皇族からの奉幣や寄進が減少するなかで、なし崩し的に皇族外の私幣を受け入れ、むしろ積極的に寄進者を求め、国の安寧を掌る国主神を兼ねることを説き、地方有力者を同族集団やその支配領域で道者として囲い込み、彼らからの奉幣、土地や錢貨の寄進を新たな財源とした。道者は武士であれば同族・家中単位で、流通との関わりがなかで商業や輸送業から台頭した有徳人層であれば湊津や街道の宿を拠点として地縁的に、有力農民層では村落、里単位で把握され、御師の縄張りに相当する廻檀先は14世紀後期には全国に拡大した。

永正15年(1518)、外宮御師久保倉藤三の『坂東道者日記』<sup>16)</sup>には、品川・江戸・神奈川など交通の要衝を主に伊豆国から下野国までの関東一円に及ぶ380余人の道者と配った土産、それに対する初穂が記録されている。信仰が介在するとはいえ、祓札や土産の配布に対する初穂の志納は互酬行為であり、対価の支払いがなされる商いに他ならない。道者にとって御師は参詣の道案内、寝食の提供、参詣前の祭祀の手配他を斡旋する旅宿業者であると同時に、定期的に家を訪れる懇意の遠隔地商人でもあった。御師にとっては、ある地域一円、あるいは同族集団と結んだ導師—信徒の関係(師檀関係)が道者職という職<sup>しき</sup>(職能にともなう得分、職権)となり、動産として売買、譲渡、相続の対象となった。

複合的な門前町である宇治や山田、本宮、那智、新宮では御師の職能に起因してか、土地や屋敷といった不動産を抵当とする融資より伝来史料の件数としては道者職(檀那職/御師職)を抵当(質)にした融資<sup>17)</sup>がはるかに多い。しかしその多くも書状の冒頭に「永代売渡申候道者之事」「永売渡申候旦那之事」といった表記をとる売券で、当初から売却による資金調達を目的としている。しかし小稿の冒頭に示した通り、本状は「借用申候料足之事」として金額と月利が明記され、本文中にも「此借状之儀ハ」とある借錢状である。返済期限は記していないが、一般に、先ず冒頭で「申うくる利銭の事 合参貫文」といった利息付の貸借での借錢であることを示し、その金額、月利、返済期限、抵当、年月日、債務者、請人、債権者を記す借錢状の体裁に准じており、売券とは異なる。返済を念頭に置いた暫定的な融資と言える。そうでありながら、「うりけんニ申合候」売券と取り決めるとされたのはどのような事情によるのか、次節で考えたい。

#### 4 天下大法の徳政——徳政令の影響——

鎌倉期には幕府が困窮御家人の救済目的で発令した徳政令であるが、室町期には民衆へと拡大し、将軍の代替わり、天災、飢饉などを契機として武家被官や国人層も巻き込みつつ「訴訟」を掲げて寺院を占拠したり、「本来あるべき正常な状態に戻すこと」を意味する地発<sup>じおこし</sup>や徳政を標榜し、債務破棄を求めて土倉を襲撃したりする徳政一揆（土一揆）が頻発した。

「天下大法の徳政」とは嘉吉元年（1441）6月24日に播磨守護赤松満祐が将軍足利義教を殺害した、いわゆる嘉吉の乱後、将軍の代替わり徳政を求めて近江から京畿へと波及、拡大した嘉吉の土一揆（徳政一揆）の要求に屈服して室町幕府が同年閏9月10日に発した9箇条からなる嘉吉の徳政令を指す。前月に一国平均で発した徳政令に対する債権者（山門、五山に連なる土倉など）の強い抵抗を受けて修正した徳政の対象が具体的に示されている。

その概要を示すと、第1条から第4条が徳政の適用外となるもので、第1条では、永代買得地である永領地については元亨の（徳政令の）例に従って20年を過ぎたものについては債権者が領有、支配し、20年に満たないものは元の所有者に返却する。但し、凡下の輩（平民）<sup>ほんげともがら</sup>は年紀に拘わらず領主が適切に処理する。第2条では、将軍の御判もしくは下知状を以て安堵された所領については元の所有者が取り戻すことは出来ない。第3条では、売寄進地（きわめて安価で売却され、実態は寄進されたにひとしい土地を意味）については覆してはならない。第4条では、祠堂銭（死者の供養のために寺院に寄進された銭で、寺院はこれを元手に金融を行い、利子収入を得た）についても同様であるとする。第5条以下が徳政の対象となるものを示し、第5条では本銭返地及び建物代価の返却により売買契約が解消される土地建物を意味する本銭返地同屋、第6条では一定年数の期限で売却した土地を意味する年紀沽却地、第7条では借銭の担保としての土地を意味する質券地、第8条では貸借において借主から貸主に渡す文書である借書、第9条では土倉以下流質（土倉以下で借銭の返済期限内に返済がなされず、債務者が預け置いたが債権者の所有となった質）がそれに該当することを明記する。

以上の総称が「天下大法の徳政」「天下一同の徳政」で、その後、室町幕府がしばしば発令する徳政令の原型となり、「若天下大法徳政地発行候共」<sup>18)</sup>、「自然天下大法之地徳政等行候共」<sup>19)</sup>などの表記で国・郡・郷内の局地に出される徳政令を想定しての売券類でも常套句的に名称として用いられている。

先に本状の所見の一つに、一見するところ借銭状であるが、債務者と債権者との間で道者売券であると申し合わせるとされていることを挙げた。本状に記された実態は借銭で、嘉吉の徳政令の条項と対照すれば8条の借書に相当し、徳政の対象となる。また、返済がなされなければ、道者職は9条の流質に相当することにもなる。当然、そのことを危惧するであら

う債権者に向けて債務者は「此借状之儀ハ、うりけんニ申合候間、若天下大法の徳政行候共、此於道者、とかく申間敷候、」この借錢状は売券であると申し合わせる、つまり道者職は売却物であると取り決めることで徳政が適用される対象から除外しようとし、もし天下大法の徳政が行われたとしてもこの道者に対する権利を覆したりはしないと、いわゆる徳政担保文言を付して約し、信用確保に努める意味をもたせたものと解される。

だが、違和感は否めない。借錢は借錢であり、質物の売却は債務の返済がなされない場合の選択肢の一つであって借錢状を売券とみなすというのは飛躍した強弁で、債務者は、はなから返済の意思などなく売却を念頭に置いていながら、何とか融資を実現させるためにその一文を記したのではないかと詮索したくもなる。債務者側はそうしてまでも借錢の必要に迫られ、実態は借錢で、書式も借錢状の形態をとどめつつ、しかし、これは道者売券であると申し合わせていると明示し、債務を徳政の対象外とする。そのうえで、しかるべき請人と口入人を以てすれば高額<sup>20)</sup>の融資を行う債権者がいたのである。書中に債務者である吉沢正辰が債権者である伊勢屋に対し、質とした道者職の返還を求めたりはしない、ということ約するのは当然として、質とした道者職に前に行われた貸借での債務関係者である一ノ木奥山の名を残したままであることには、徳政令への周到な対策、一ノ木が吉沢に対し、さらには吉沢から債権としてそれを預かる伊勢屋に対して返還要求を遡及させることを抑止する念押しも含意されていたのではないだろうか。

16世紀、伊勢国司として南伊勢を支配する北畠氏による在地徳政（分国徳政）、なかでもさらに局地的な山田徳政が永正元年（1504）11月以降頻発された<sup>21)</sup>。徳政令が出される背景には、領主が在地からの徳政一揆の要求に屈し、あるいは妥協した結果である場合だけでなく、敵対勢力に向けて徳政令を出すことで経済的打撃を与え、徳政令によって利する勢力を味方に動員する軍事的意図があるとされる<sup>22)</sup>。

北畠氏は、諸国から両宮への幣物、参詣者が集まり、市庭集落として発展する内宮・外宮の門前町宇治・山田に集積された富を狙い、神格や幣物、参詣者をめぐる両宮の対立、神人と神役人との抗争激化に乗じて15世紀中期以降、両地への軍事介入を進めた。とりわけ、14世紀中期には既に内宮から外宮祠官職掌人等が参詣に集まる諸国貴賤者の幣物を不当に抑留し、蔵はその錢帛（錢や絹）で満ち、台の上には酒菓が積みあがっていると糾弾され<sup>23)</sup>、15世紀後期には、久保（窪）蔵、榎蔵、南蔵など複数の土倉が確認される山田に侵出し、徳政令を出す、あるいはちらつかせることが、徳政令によって利する債務の当事者だけでなく、損害を回避したい土倉からの支援を引き出すことにもなり、財力ひいては軍事力強化のうえで徳政令は重要な意味をもった。かくして北畠氏は永正元年（1504）11月15日を初見<sup>25)</sup>に、その名跡が永禄12年（1569）10月に織田氏に奪われるまで山田への在地徳政を繰り返した。

債務の移譲を以て清算されたはずの貸借関係が、頻発される徳政令、しかも「天下大法の

徳政」を標榜して正当化が図られる、債権者にとっては理不尽な事態により覆されることを回避するため、強弁であろうと徳政令の適用外であることを明記しておく必要があったのである。

## 5 堺伊勢屋と御師をめぐる融資

堤半七が口入人になっていることから、債権者と債務者との間にはそれ以前に面識はなく、伊勢屋孫七は吉沢正辰に初めて融資を行ったとみられる。もっとも、伊勢屋による山田での融資はこれが初めてではない。

時期が近接し、孫七と同一人物の可能性も推定される伊勢屋による融資は他に4件、何れも『来田文書』中で確認される。1件目は天文14年(1545)7月吉日付で前野麻屋孫三郎長儀が「讃岐、我等知行分一円、小松里・くしなし里・たかなし里等一円」の道者職を質として200石を堺の伊勢屋四郎衛門から借用し、2件目も同じ日付で、蔵田左京亮国恒が「近江、我等知行分一円、二うつはた一円・原一円・杉仙八村一円」他の道者職を質に50貫文を同じく堺伊勢屋四郎衛門から借用した。3件目は天文23年(1554)6月吉日付で八日市くわんや(貫屋)<sup>26)</sup>善五郎宗良が「越後、かりわ郡より下之分一円・同さんとう郡・こしの郡」の檀那職を質に50貫文を堺伊勢屋四郎右衛門尉から借用し、8年間、都合105貫文を返済した。4件目は、永禄2年(1559)正月吉日付で辻米屋甚八郎家勝が「越後、かりハ郡、我々知行之内日記之分一円」を質に50貫文を堺材木町伊勢屋四郎衛門から借用し、同じく8年で都合108貫文を返済した。1件目、4件目は前述した史料で「御使」として北民部丞が、2件目では「支証人」として北弥七郎(民部丞安親を指し、同一人物)が記される。4件の借銭の質として伊勢屋は讃岐、近江、越後及びそれらの国の複数の郡に居住する檀那に関する権利を時限的なものも含めて得たことになる。

西山氏は、1・2件目の借銭で「御使」「支証人」として北弥七郎(民部丞安親)が関与したことに注目し、また1~4何れの売券も北家(北監物家)に伝来する(北は慶長年間に来田と改姓)ことから、山田での御師の業務は北が果し、北が有する道者のネットワークを補強すべく、淡路国の道者職も有する北がその中継地でもある堺の伊勢屋と提携し、伊勢屋が買得したのは<sup>27)</sup>得分に過ぎないと推定している。

伊勢屋四郎衛門の居住地堺材木町は、堺を構成する摂津国住吉郡堺北荘・和泉国大鳥郡堺南荘のうちの後者に属する。開口神社の神宮寺である念仏寺(大寺)の築地修理費に充てるため、堺を構成する大小路町以下10町に居住する都合114名が1貫文ずつを寄進したことを記した天文4年(1535)4月28日付の念仏寺築地修理料差文(「開口神社文書」)で、材木町では14名が列記され、そのなかに伊勢屋の名がある。114名のうちには、商いに因むと思しき米屋・銭屋・油屋などと並んで、地名に因むと思しき石津屋・天王寺屋・薩摩屋などの屋

号が散見され、この寄進は何れも商業・流通に関わる生業をもとに経済力を蓄えた有徳人に対し課された有徳人役であったと考えられる。

伊勢屋は、その名に示されるように伊勢との関わり、先の伊勢屋四郎衛門の活動からして伊勢御師や道者と深く結びついた土倉であり、さらに先述した4件の融資のなかでの1件目、天文14年（1545）7月吉日付の前野麻屋孫三郎長儀に対する讃岐の道者職を質とした融資が200石と、銭ではなく米が貸与されている状況、西山氏が指摘した淡路国に道者職を有する北にとっての廻檀中継地としての伊勢屋ということをお案すると、讃岐から伊勢へと麻屋が引導する道者の往復途上で宿泊・飲食を（付け払いで）提供する、必要に応じて御師だけでなく道者にも銭を貸す、御師が祓札の他に配布する土産の調達や保管を行う、御師が道者から集めた志納品の保管や販売に関わる土倉であり宿屋であり問屋でもあった可能性が考えられる。

吉沢正辰の借錢状に立ち返ると、吉沢が債務を返済出来ない場合には、一ノ木奥山知行の東国の道者に対する道者職は堺の伊勢屋の手に渡り、また借錢の月々の利子の累積分も吉沢ないしは請人の橋村や堤、あるいはそれに準じる北之坊が負担することになる。道者職が機能し続けてこそ債権としての価値があるのであり、そのためには伊勢屋に代わって実際に廻檀を行い、道者を参詣に引導する御師が不可欠である。その道者職の実務を担うことになるのが都市地下人層内での階層は異なるが、何れも御師である債務者側の者達なのではないか。伊勢屋は堺材木町に居ながらにして、自身は御師ではなくとも、債権として手にした道者職を死蔵することなく得分とすることが出来、債務者側の者達も道者職の所有者ではなくなるにせよ、御師の職能を伊勢屋の配下で継続しうるのである。吉沢が借錢状に「一ノ木奥山知行の東国候道者」と記したのも、一ノ木奥山は道者職を手にした債権者吉沢の配下に置かれ、御師の手代的な役割を担うかたちでかつて知行した東国居住の道者に実務的に関わり続けていたということを示しているのではないだろうか。道者職を質にした上述の債務は、債権者が御師である場合を除けば、権限の完全な移譲には至らず、債務者の債権者被官化を促す要因となったとみられる。

道者売券は、15、6世紀の交わる時期に爆発的に増加し、以後は全体として減少し、特に16世紀後半に著しく減少するとされる<sup>28)</sup>。多くは御師間での売買であるが、本件のように土倉が債務のかたに、あるいは商人が商い上の目的から道者職（御師職）を獲得する事例も少なくない。先述したように山田にも久保（窪）蔵、榎蔵、南蔵他複数の土倉があったにも拘わらず、山田ではなく近隣でもなく遠隔地の堺の土倉との間で貸借が行われたのは何故なのか。

伊勢では、吉沢正辰が借錢を行ったのと同様、宇治橋が架橋されるが、朝廷・幕府への再三の申請にも拘わらず資金難から式年遷宮は内宮が寛正3年（1462）、外宮が永享6年（1434）年以来途絶えて久しく、神宮祀官の私財、宇治・山田の御師をはじめとする都市地

下人、道者からの寄進で朽損の応急措置に過ぎない仮殿遷宮が複数回なされてはいるものの両宮は荒廃状態にあっ<sup>29)</sup>た。その間、全国的な戦乱状況は、戦勝祈願、国主神への帰依を介しての権力者への接近などへの要請から御師と有力な経済的支援者でもある道者の戦国大名との師檀関係を強くする一方で、参詣者の導引は関係地域の社会状況と連動して不安定であった。廻檀が御師家の経済にとって重要な意味をもつことになったが、この借錢状が出された前年以降、天候不順により東国や九州で甚大な被害が伝えられるのをはじめ、飢饉が広範囲<sup>30)</sup>で生じていた。経済力が脆弱であればあるほどにその影響は深刻であり、困窮者による土一揆、徳政一揆が誘発されかねない不穏な社会状況にあったことが推定され、それは当然のことながら廻檀に大きく依存する御師家の経済にも負に作用したことが考えられる。

そうした状況を背景に行われた借錢であることをふまえると、そこに見え隠れするのは徳政令対策（徳政令逃れ）の思惑である。在地で債務者と債権者がお互いを相知った関係、目に見える関係は、信用が担保されている限りにおいては強い紐帯となるが、その維持が難しい状況が生じた場合、即座に厳しい対立関係を覚悟しなくてはならない。とりわけ、徳政令適用時には、債権者は債務者からの暴力をともなってなされることの多い返還要求への即応を迫られることとなる。山田と堺との距離をもってすれば、そうした事態は現実には考え難い。土倉にとっても口入、請人の信用があれば離れた地域に債務者をもつことはリスク回避策として有効であると認識されたのではないか。それも、口入や請人に有力な御師が介在させることで口入や請人にとっては道者に係る実務での収益、自らは御師から上がりを継続的に収益とする旨味が認識されていたということではないだろうか。この借錢の利子が100文あたり4文子の月利で4%、当時5~6%の月利が課されることの多い貸借においては、割安なのも土倉による誘致策の一つだったかもしれない。

## 6 むすびにかえて

以上、一通の借錢状の所見からは、16世紀以降、債務者が伊勢国山田という在地徳政が頻発される地において円滑に借錢を行うために、借錢状を売券と取り決め、徳政除外文言を記し徳政適用対象外であることを誓約するだけでなく、質とした道者職が流質となったとしても債権者の配下で道者に関わり続ける可能性を残しうる債権者として遠隔地の土倉と契約し、債権者もまた徳政令発布時に直接的な損害が及び難く、確実な得金の継続が期待出来る債務者として遠隔地の御師へ融資を行う選択をするなど、実効性は不明ながら幾重にもわたって徳政対策が講じられていたと考えられるのである。

堺の土倉による御師への融資は、西山氏が既に紹介した永禄6年（1563）3月29日付の伊勢山田亀田孫七郎末孟道者売券での尾張津嶋居住の道者を質とした堺樋口屋四郎左衛門入道からの直銭160貫文での売却例、天正7年（1579）6月2日付の御炊伝七郎光良銀子借用状

で、土佐からの帰路に清算するとして樋ノ口屋道会入道から銀子790目の借用例など他にも注目される事例があるが、本件をはじめ伊勢屋による融資はそれに先行するものである。在地の土倉との間で行われていた融資が、16世紀中期以降、遠隔地の土倉との間でも展開されるようになる契機やその実態を詳細に検証してゆく必要があるが、その作業については後日を期したい。

## 注

- 1) 三重県『三重県史』資料編 中世二 2005年、県内文書75大西春海氏所蔵文書
- 2) おそらく別紙(添状)として檀那の在所と名前を記した書状(檀那在所注文)が発給されたと考えられる。
- 3) 西山克『道者と地下人——中世末期の伊勢——』吉川弘文館 1987年
- 4) 伊勢市史編纂室 2011年
- 5) 坂は山田三方を構成する坂・須原・岩淵のうち坂を本貫地とすることを示すか。遠江篠原は遠江国敷智郡篠原(現浜松市)で、伊勢神宮の神領を記し、貞治3年(1364)の式年遷宮に向けて作成されたとされ諸国神宮領を書き上げた「神鳳鈔」に篠原神戸がみえる。なお、この檀那職は天文21年卯月5日付で坂善二郎氏盛から才持者に対する19貫文の借用の際に質となっている。
- 6) 『三重県史』資料編 中世2の解題によれば、天保9年(1838)から翌年にかけて編纂された『輯古帳』に吉沢姓の外宮御師として吉沢主水の名が見え、同家に当時22通の文書が伝わったとされる。現存するのは9通で、その吉沢文書のうち中世文書3通が『三重県史』に載録されている。年号の明らかなもので最も古いのは大永4年(1524)5月14日付の沽券で、最も新しいのが慶長6年卯月日付の信濃守忠氏寄進状である。
- 7) 『伊勢市史』第2巻 中世編
- 8) 代銭ではなく脇差を以て支払がなされた。当時、精銭の不足によるものか、その他、多気氏の事情によるものか詳細は不明。
- 9) 堤は荒木田姓の異姓家か。西山克編『京都大学文学部 博物館の古文書 第7輯 伊勢御師と来田文書』思文閣出版 1990年
- 10) 16世紀、山田は、上三郷と称される辻久留・二俣・浦口、下三郷と称される岡本・岩淵・吹上の他に、中嶋、上中之郷、下中之郷、八日市庭、曾禰、大世古、一志・久保、宮後・西河原・田中・中世古、下馬所・前野と一之木の町で構成。
- 11) 樺木は、観応2年12月3日付「度会繁行処分状」(『鐫矢伊勢方記(一)』)にみえる檜垣家の居所で、同家は樺木兵庫家とも呼ばれ18世紀初頭まで存続した。同家の祖である度会行連は応永2年(1395)に「樺木南屋敷」を一子である定庭に譲渡し、定庭は同13年の権僧都弘尊置文写に「外宮樺木龍若大夫」とも記され(『鐫矢伊勢方記(一)』)、度会氏の仮名が樺木であった。
- 12) 一族と推定される樺木善性が文明2年(1470)、伊勢国大湊の助三郎に貸した800石積の船が坂東からの帰途、暴風雨のため志摩国的屋浦に漂着したことが『氏経神事記』同年5月21日条に記されている。同史料の同年正月2日条には、船主と同一人物と思しき善性の子が、宇治の住人7人との博打で2000貫の負債を負い、その取り立てをめぐり山田と宇治が対立したことが記されている。拙著『中世東国の太平洋海運』東京大学出版会 1998年

- 13) 西山克編『京都大学文学部 博物館の古文書 第7輯 伊勢御師と来田文書』思文閣出版  
1990年
- 14) 熊野信仰においては信者を「檀那」「旦那」と称したが、伊勢の中世においては一貫して道者と称されたとされる。(西山克『道者と地下人——中世末期の伊勢——』吉川弘文館 1987年)
- 15) 西山氏は前掲書他のなかで伊勢国宇治および山田を対象に、都市共同体の広義の構成員を「地下人」と称し、都市地下人層を①都市共同体の中枢部に位置し、自治組織「三方」の年寄家に発展した家系 ②都市共同体の中枢部からは排除され、むしろ都市を構成する街区の年寄家に発展した家系 ③都市・街区いずれの共同体の中枢部からも排除された家系 と上位から三層に分類している。西山編『京都大学文学部 博物館の古文書 第8輯 伊勢松木文書』思文閣出版  
1991年
- 16) 『大日本史料』第八編之七 東京大学出版会 1985年
- 17) 『熊野那智大社文書』第1~5 続群書類従完成会 1971~1977年には那智大社の御師実報院に伝わる「米良文書」をはじめ、檀那売券を主体とする史料が多数収録されている。
- 18) 天文十年六月廿三日付 中西興政屋敷売券／「来田文書」
- 19) 永禄元年十一月廿九日 藤社結衆社田売券／「来田文書」
- 20) 価値判断も異なり、物価や銭の価値の時期的変動があるが中世の精銭1文は現在の約50~100円内に換算される。50貫文は約250万~500万円と高額であることは間違いない。地域、内容が異なるため単純な比較は出来ず、参考までに示すが、伊勢国内では天文21年2月吉日の中世古はかりや殿の紙座1間への加入料が1500文(1貫500文)、同3月吉日の中世古五文子屋源六殿の紙座1間への加入料が500文、同年卯月20日付の田地作職売券で1段半(約18a)の面積の土地が直銭12貫文(『醍醐寺文書』)、同12月の大宮郷内鹿塚の田地売券で1段(約12a)が12貫文(『大徳寺 真珠庵文書』)である。
- 21) 「外宮子良館旧記」(『続群書類従』第一輯下 神祇部 続群書類従完成会 1958年)
- 22) 阿部浩一『戦国期の徳政と地域社会』吉川弘文館 2001年 神田千里『土一揆の時代』吉川弘文館 2004年
- 23) 「詔刀師沙汰文」(『新校 群書類従』第一巻 神祇部 群書類従完成会 1959年)
- 24) 例えば、窪蔵については『政所賦銘引付』文明16年(1484)8月7日受理の賦銘に伊勢山田住人窪蔵実弘と関東上杉先御師小物屋次郎兵衛との借錢をめぐる相論が伝えられる。榎蔵については、さらに遡り文安元年(1444)3月20日付の「高向親方連判状」(『輯古帖』七)からは榎蔵の配下で「高向之地下之古老之親方」が地域を支配していたことがわかる。また、文明18年(1486)12月22日、北畠氏の軍事力を後ろ盾に宇治衆と交戦し、外宮本殿が焼亡するに至った山田合戦の首魁である榎蔵武則は山田の蔵方であった。(『大日本史料』第八編之十九 東京大学出版会 1985年)、南蔵については、明応4年(1495)3月10日付道者売券に南蔵藤次の名がある。
- 25) 21)に同じ
- 26) 永禄3年10月、同族とみられる貫屋家兼が北民部丞に「越後、米山より奥之分」以下88所を163貫文で売却している「来田文書」339
- 27) 西山前掲書
- 28) 西山前掲書
- 29) 拙稿「仮殿遷宮をめぐる皇大神宮・豊受大神宮の動向——寛正から天文年間の事例をもと

に——」西村圭子編『日本近世国家の諸相』東京堂出版 1999年

30)「妙法寺記」(『続群書類従』第五拾輯上 改訂版 続群書類従完成会 1957年)では甲斐国で「此ノ春ル、錢ヲエル事、不及言説、六月ヨリ大雨フリ候て水出テ候、七月八月、大雨風吹き候て世間餓死致候事無限」と記す。

#### 参 考 文 献

笠松宏至『徳政令』岩波新書 1983年

勝俣鎮夫『一揆』岩波新書 1982年

中西聡・桜井英治『新体系日本史12 流通経済史』山川出版社 2013年

早島大佑『徳政令』中公新書 2018年